

1. 令和5年度公益財団法人船橋市医療公社事業報告書

第 44 期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

法人の全体的事項

当法人は、船橋市と社団法人船橋市医師会（当時）の出捐により、船橋市の保健衛生行政を補完する重要な協力機関として昭和55年3月31日に財団法人船橋市医療公社として設立されたもので、平成30年3月まで主に市の健診事業を実施しました。

平成24年4月からは船橋市夜間休日急病診療所の1期目の、平成29年4月からは2期目の指定管理者として管理運営を行ってきました。令和4年4月以降についても引き続き3期目の指定管理者として当診療所の管理運営を行ってまいります。

なお、平成25年4月1日からは公益法人制度改革関連法の施行に伴い公益財団法人に移行しました。

事業概要

当法人は、公益法人として夜間及び休日における急病患者に対し応急的診療を行うため、船橋市夜間休日急病診療所条例に基づく指定管理者として、船橋市夜間休日急病診療所の管理運営を（一社）船橋市医師会、（一社）鎌ヶ谷市医師会及び（一社）船橋薬剤師会並びに会員の協力を得て実施しました。

事業内容

公益目的事業

1 夜間休日急病診療所事業

(1)夜間休日急病診療所の管理運営

年間（366日）を通じた管理運営を実施しました。

(2)医療安全対策委員会の定期的開催

年度内に2回開催し、診療所の医療安全の確保を目的とした改善策の検討及び情報交換・事務改善等のための会議を実施しました。

(3)夜間休日急病診療所の運営に係る市との協議

夜間休日急病診療所の環境整備及び運営方針について市と協議を行いました。

- ・ 受診者数 延べ 7,921人
- ・ 月別、時間帯別受診者数

区分 月別	①休日	②前準夜	③平日前 準夜	④準夜	⑤深夜	合計
令和5年 4月	55人	59人	70人	82人	27人	293人
5月	138人	108人	140人	117人	49人	552人
6月	103人	115人	193人	113人	35人	559人
7月	139人	137人	160人	146人	38人	620人
8月	66人	69人	120人	127人	33人	415人
9月	163人	105人	105人	138人	31人	542人
10月	190人	122人	123人	147人	35人	617人
11月	169人	94人	118人	141人	37人	559人
12月	318人	180人	137人	219人	54人	908人
令和6年 1月	475人	179人	131人	378人	65人	1,228人
2月	404人	216人	147人	234人	41人	1,042人
3月	185人	92人	111人	158人	40人	586人
合計	2,405人	1,476人	1,555人	2,000人	485人	7,921人

(区分)

- ① 休日 (日・祝休日・年末年始) (9時～17時)
小児科
- ② 前準夜 (土・日・祝休日・年末年始) (18時～21時)
小児科
- ③ 平日前準夜 (平日) (20時～23時)
小児科
- ④ 準夜 (土・日・祝休日・年末年始) (21時～24時)
内科 (小児科)・外科
(平日) (21時～23時)
内科・外科

(23時～24時)

内科(小児科)・外科

⑤ 深夜(平日・土・日・祝休日・年末年始)(0時～6時)

内科(小児科)・外科

【附属明細書の作成について】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成しない。